

# 宅地造成に係る地歴調査

## ～愛知県条例に基づく土地の形質変更の届出制度への対応～

### 目的

「土壤汚染対策法」の改正（平成22年4月）に伴い、愛知県では「県民の生活環境の保全等に関する条例」が見直されました（平成22年10月）。この条例変更により、土地の形質の変更（3,000m<sup>2</sup>以上）を行おうとする者の義務として「過去の特定有害物質等取り扱い事業所設置状況等調査」結果報告書を届出に添付することになりました。

当社では、スムーズな事業の遂行を目的として、地歴調査の実施により土壤・地下水汚染の恐れについて整理し、届出窓口への書類および添付資料の作成を支援します。

また、土壤・地下水汚染の恐れがあると判断された場合にも監督省庁と協議し、対応策を提案します。



### 内容

地歴調査と届出は、以下の内容について実施します。

#### ◎地歴調査

文献・資料調査（住宅地図、空中写真、登記簿等）、聞き取り調査、現地確認（現在の土地利用状況）により、土地の利用変遷を把握し、土壤・地下水汚染の恐れについて整理します。

#### ◎届出書類作成支援等の窓口対応

地歴調査により、土壤・地下水汚染の恐れが疑われた場合には監督省庁と対応策を協議します。また、「土壤汚染対策法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」の届出に必要な書類及び添付資料の作成を支援します。



### 技術ポイント

#### (1)地歴調査による事業リスクの回避

当該事業地において、土壤・地下水汚染の恐れが疑われた場合には、それらを調査し、その結果によっては対策の必要が生じます。調査・対策の内容や程度・コスト等はケースバイケースとなりますが、監督省庁との協議により最適な調査と対策を提案します。場合によっては事業計画が制限される場合があります。

このような事業リスクを回避するため、当社の土壤汚染調査や対策に関する豊富な実績を活かして対応策を提案します。また、監督省庁との協議を代行し、スムーズな事業の遂行をサポートします。

#### (2)効率的な届出書類作成の支援

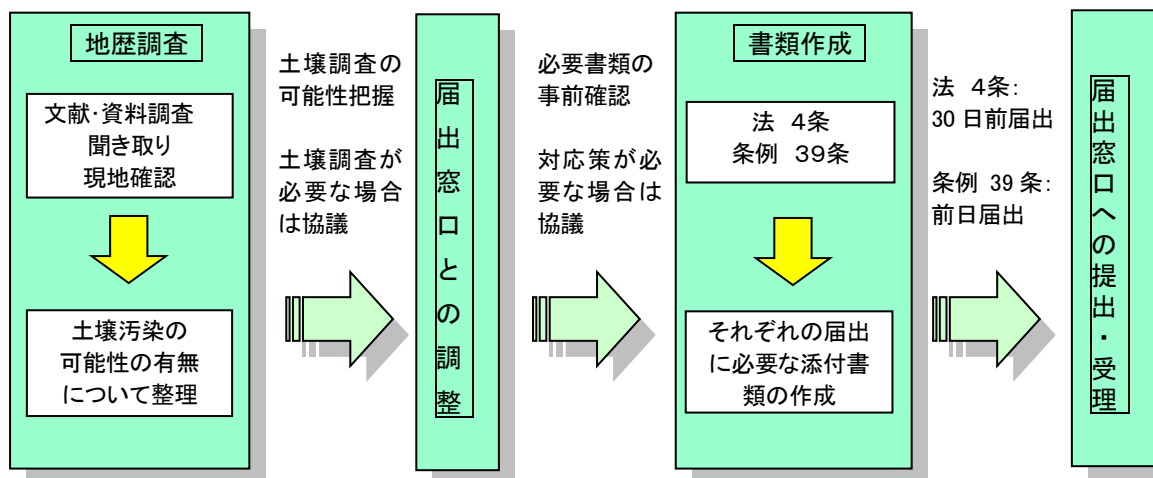
届出書類は、「土壤汚染対策法」と「県民の生活環境の保全等に関する条例」のそれぞれに対し作成します。

届出に必要な添付書類は、地権者一覧表・切盛造成図・工事同意書・公図・登記簿等です。区画整理事業の場合には、関連部署が各資料を保有して業務を遂行していることから当社の総合力を活かし、効率的に取りまとめることが可能です。

### 届出書類一覧

添付資料	土壌汚染対策法(第4条)	生活環境保全条例(第39条の2)
☆	法 様式第6	条例 様式32
①	地番一覧表	同左
②	切盛造成図(A3版)	同左(A1版)
③	同意書(仮換地指定通知書のコピーでも可)	同左
④	公図	同左
	登記簿	同左
⑤	—	空中写真(A3版)
	—	住宅地図(A1版)
	—	過去の住宅地図・航空写真による地歴一覧
⑥	—	所有者一覧表
★	—	地歴調査報告書
必要部数	正副 2部	正副 2部

## 業務の流れ



## 当社実績

- ・ 長久手中央土地区画整理事業 平成 23 年度 (愛知県 尾張県民事務所)
- ・ 春日井庄名土地区画整理事業 平成 24 年度 (春日井市)
- ・ 豊田四郷駅周辺土地区画整理事業 平成 26 年度 (豊田市)
- ・ 知多武豊駅東地区土地区画整理事業 平成 27 年度 (愛知県 知多県民事務所)
- ・ 土地利用履歴等調査業務 平成 27 年度 (愛知県 尾張県民事務所)

玉野総合コンサルタント株式会社

お問い合わせ先： 事業企画部 (TEL. 052-979-3960/FAX. 052-979-3970)